

申請するうえでのポイント

1 構想検討

補助金の申請にあたり、取組みたい内容を決めましょう！

事例1：漬物を製造するため既存の施設を加工所に改修したい！

事例2：餅の製造に加えてかき餅づくりをしたいので、餅の乾燥に必要な機械を購入したい！

2 事前相談

事業を始める前に、補助事業の対象となるかどうかを市担当者にご相談ください。

→事業の内容によっては、補助対象とならない場合がありますので、ご注意ください

3 見積書の取得

市との事前相談後、事業内容が補助対象事業に該当する場合、検討した機械や施設改修等に必要費用の見積書を取得しましょう！ 「1 構想検討」の事例であれば・・・

事例1：漬物の加工施設の図面、加工所への改修内容等が分かる見積書

事例2：餅の乾燥に必要なのし機、乾燥するために必要なラック棚等の見積書と性能が分かるメーカーカタログの写し

4 申請

相談で補助対象事業の要件を満たしていれば交付申請を行い、申請書類を市へ提出します。

5 審査・交付決定

申請後、市が申請書類の審査を行い、補助金の交付決定を行います。

6 事業実施

交付決定後、申請内容に沿って補助事業を実施してください。

7 実績報告

補助事業実施後、事業の成果をまとめて実績報告関連書類を作成し、市に提出します。

8 審査・交付確定

市が実績報告書を審査し、交付確定となります。

9 請求書提出

交付確定後、請求書を市へ提出ください。

10 補助金の交付

請求書の審査を行い、補助金を交付します。

令和5年度 上越市6次産業化支援事業のご案内

地域資源を活かした農産加工品の開発や、農産加工（新規・規模拡大）に必要な設備・施設改修を支援します！

募集期間

令和5年4月1日から予算額に達するまで（先着順）

補助要件等

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等※が対象となります。

※農業者等…農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員となっている法人を含む）



[上越市ホームページ]
詳細はこちら

補助金区分	補助要件			補助率	補助対象経費 上限額	補助金 上限額
	対象となる事業	対象となる経費	地域			
農産加工品等 開発支援事業 補助金 (ソフト事業)	農業者等が新たに農産加工品等を開発し、又は直売所を開設する事業	謝金、費用弁償、原材料費、委託費、市場調査費、通信運搬費、旅費、広告宣伝費その他の市長が必要と認める経費	-	1/2 以内	100万円	50万円
農産加工品等 規模拡大支援 事業補助金 (ハード事業)	農業者等が、新規又は規模拡大のため、農産加工等に必要機械・設備を導入する事業や施設改修を行う事業	機械・設備費	一般地域	3/10 以内	300万円	90万円
			中山間地域	1/3 以内	100万円	33万 3千円
			一般地域	4.5/10 以内	300万円	135万円
			中山間地域	5/10 以内	100万円	50万円

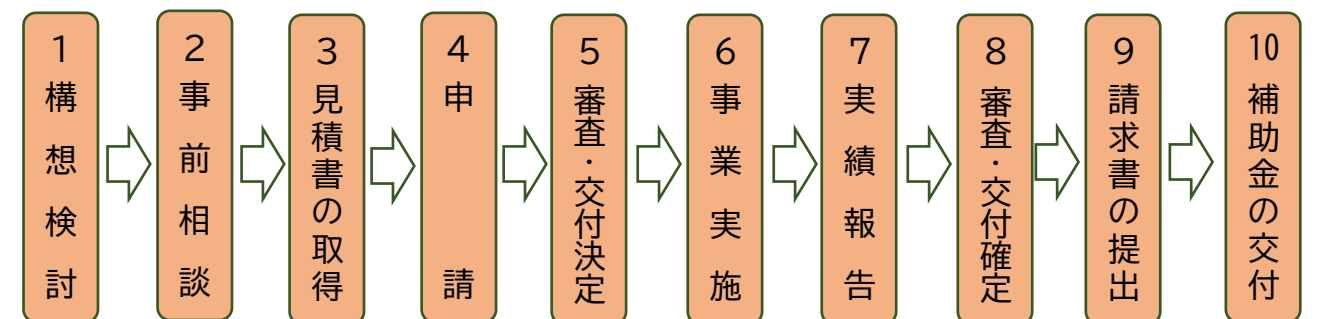
※上記の表における中山間地域の取扱いについては、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（平成27年4月1日適用）別記の規定に定める区域

【中山間地域】：金谷区、桑取区、柿崎区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区

【一般地域】：上記に含まれない市域

上記の補助対象経費上限額を超える大規模な事業は、新潟県の農林県単補助金の利用をご検討ください。

申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします！！

提出先	〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
問合せ先	TEL 025-520-5751 (係直通) FAX 025-526-6185 Eメールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

これまでの補助金交付実績

○農産加工品等開発支援事業補助金（ソフト事業）

- ・新たに開発した農産加工品をPRするためのホームページ作成委託
- ・新たに開発した農産加工品の広告チラシ、段ボール作成

○農産加工品等規模拡大支援事業補助金（ハード事業）

- ・塩蔵した山菜や農産物の乾燥品の真空包装機の導入
- ・農産加工品をつくるための野菜調理機の購入
- ・漬物加工のための農産物保存用簡易雪室施設の改修
- ・加工用野菜の製粉機の導入

【補助金を活用した事例】



切り干し大根
大根のカット機械を導入



洋菓子（カヌレ）
スチームコンベクションを導入



真空包装した山菜（ワラビ）
真空包装機を導入

注意事項

- ・事業着手前に必ず申請してください。（事業着手後の申請はできません。）
- ・補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。
（事業変更承認申請が必要な場合があります）
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告書に証拠書類（明細付き請求書、領収書等）を添えて提出してください。
- ・実績報告書に証拠書類の添付がない場合、補助金の対象外になる場合があります。
- ・既存の加工用等機械を単に更新する経費については、補助対象外となります。

上越市6次産業化推進戦略を策定しました！

「上越市6次産業化推進戦略」について見直しを行い、令和5年3月に当市における6次産業化推進戦略（令和5年度から5年間）を策定しました。

◎上越市6次産業化推進戦略とは

- ・生産から加工、流通、販売までを一体的に手掛ける6次産業化の推進と食品事業者、販売事業者、農福連携に取り組む事業者などの多様な事業者と農業者等との連携をすすめ、農林水産物の魅力を磨き、新たな付加価値を生み出すことにより、6次産業化の発展と上越市の活性化につなげていくため、6次産業化等の取組方針等を示したものです。



[推進戦略の詳細はこちら]

活用例（補助金の活用による実績効果）

餅を製造しているが、11月～1月以外の製造が少ないため、通年の売上を増加させたい！

餅の製造に加え、新たに「かき餅」を製造する！

既存の設備に「乾燥枠」を追設することで、自社生産のもち米を使用した「かき餅」の製造が可能になり、施設全体の稼働率が向上し、米の生産量と販売額が増加した。



ガスフライヤー



油ろ過機



切干大根の製造工程において、大根の洗浄を手洗いで行っているが、作業効率が上がらず、生産の規模拡大の課題となっている！

大根洗浄の作業効率を高め、生産規模を高めるため、大根洗浄機を購入する！

大根洗浄機の導入により、大根の洗浄作業の効率化につながり、生産量、販売額を増加することができた！



大根洗浄機



大根洗浄の様子



赤カブを加工し、「赤カブ漬け」の販売を行っているが、降雪前の10月から12月頃までに収穫し、赤カブの傷みが出る前の3月上旬までしか加工できない。

収穫した赤カブを一定期間保存できる雪室を設置する！

雪室を活用することにより収穫した赤カブを低温で保存することが可能となったことから、5月頃まで「赤カブ漬け」の加工、生産ができるようになり、生産量と販売額の拡大につなげることができたことに加え、赤カブの甘みが増し、付加価値の高い雪室野菜の「赤カブ漬け」を製造することができた！



雪室外部



雪室内観